

# 日下取締役証言破たん

山陽争議ニュース 2019.5.14

山陽新聞労働組合の田淵信吾委員長（58歳、写真左）と加賀光夫副委員長（63歳、写真右）が印刷職



場から排除された不当労働行為事件で、岡山県労働委員会の審問（証人尋問）が10日と13日、2日間に分けて行われました。

## 「出向希望は昨年3月に知った」はウソ

13日に証人として県労委に出頭した山陽新聞社の日下知章取締役（前・労担、現・倉敷本社代表）は「田淵さんと加賀さんが早島工場への出向を希望していることを知ったのは、2人を早島工場へ出向させない旨を組合に伝えた昨年3月16日の直前だった」と証言しました。

しかし、会社はそれ以前に、一昨年（2017年）の団交や意向調査、個人面談で、田淵さんと加賀さんが「現職（印刷の仕事）を継続したい」「新工場へ行って読者のために頑張る」などと、早島工場で働きたいと明確に意思表示したことを把握しています。

その点を、県労委の公益委員から「団交でも2017年に出向希望の話が出ていたでしょ？」と指摘されると、日下取締役は「正確に言うと、片山常務（本社印刷局長、印刷センター社長）から聞いていました」と前言を翻し、一昨年の時点で出向希望を知っていたと認めました。さらに正確な証言を公益委員から求められると、日下取締役は「ちょっと、すいません……、正確に覚えておりません」と言葉を濁しました。

県労委の証人尋問という場で、虚言を弄していたことが明らかになった日下取締役。「そもそも（2人を）出

向させられないと思っていた」とも弁解しており、田淵さんと加賀さんの希望は一切、意に介することなく、結論ありきで確信犯的に2人を印刷職場から追いやったことが、いっそう明らかになりました。

## 本社印刷廃止は会社都合「出向」用意は当然

日下取締役は、会社側の弁護士の質問に答えて「工場の直営化要求（別会社に反対）と、出向拒否（山陽新聞労組の組合員が出向に応じないこと）はセットだと理解していた」と、しきりに強調しました。

しかし、日下取締役がそう理解したと言っている根拠は、1989～90年に「倉敷工場の別会社化」が大きな労使問題になっていた時の山陽新聞労組の組合ニュース。約30年前の「古証文」を引っ張り出し、現状に無理やり当てはめる極めて強引な理屈です。

倉敷工場ができた時は、本社の印刷工場も存続していました。経営者は、組合の目が届きにくい別会社を作り、安い労働力を都合よく使って目先の利益を上げたい。そんな労働ダンピングや労働者の分断、賃金格差などを許さず、組合が別会社化に反対し、本社直営を求めるのは当然のことです。そして、組合の反対にもかかわらず会社が別会社化を強行した場合、組合員は出向せずに本社工場で働き続けるという選択肢がありました。

今回の早島工場は、全く状況が違います。本社工場は閉鎖され、印刷で働き続けるには早島へ行くしかありません。組合は、働く者の権利を守る立場から「別会社化に反対」「本社直営」の普遍的な要求は捨てませんが、会社が反対を押し切って全くの会社都合で別会社化を強行する以上は、印刷で長年働いてきた人たちが今後も印刷で働けるよう、出向の選択肢を会社自らきちんと用意するのがスジではありませんか。

組合員からすれば、当面は出向を受け入れざるをえません。「出向やむなし」です。

組合の運動方針と会社の労務政策の間に、かい離があるのは普通です。組合は要求（目標、理想）を高く掲げ、一生懸命に運動しますが、会社が聞く耳を持たなければ実現しません。組合員にも日々の生活があり、不満ながらも目の前の労務政策の中で当面は生きていくしかないのです。

# 「労務上支障なし」と片山常務

山陽争議ニュース 2019.5.14

13日の県労委の審問に、同じく会社側証人として出頭した片山淑雄常務取締役（本社印刷局長、印刷センター社長）は一昨年、山陽新聞労組との団交で「山労の『直営化要求・別会社化反対』は田淵委員長、加賀副委員長を早島工場に印刷業務に従事させるか否かの検討材料になる」「（別会社化に反対の方針を）撤回してもらわないと出向扱いがしにくい」「そりゃ、組合としてペケだったものをマルにするわけだから、そのへんのケジメは当然要るでしょう」などと発言しています。

## 「会社に断わりを入れろ」発言は頑と否定

さらに、片山局長は一昨年、田淵さんや加賀さんとの個人面談の席でも「反対しているのに行くというのはおかしい」「（反対の旗を降ろさないと）ケジメがつかないだろう」「早島工場に行きたければ、別会社に反対していたことは間違っていたと、会社に断わりをしなければならぬ」旨を発言していました。

しかし、この日の証人尋問で片山常務は、こうした個人面談での発言について「そこまでは言ってない」「撤回しろとは言ってない」「（反対の旗を降ろすことが）条件だ、とまでは言ってない」と繰り返しました。

言われた本人の加賀さんも、あえて尋問に立って「一昨年10月の面談で、別会社反対は間違っていたと会社に断わりを入れなきゃいけない、と言われた記憶がある。言ってないですか？」と、あらためて問いただしました。それでも、片山局長は「そこまでは言ってない」と否定を続けました。

## 別会社反対で出向「不都合、思いつかない」

一方で、片山常務は、昨年3月に田淵さんと加賀さんに早島工場の制服の採寸をさせ、新しい輪転機の研修日程に2人を組み込んだことについて「（早島へ出向させる）候補者ではあった」と認めました。

また、組合側の鷲見賢一郎弁護士が「山陽新聞労組と会社が結んでいる労働協約43条（残業時の休憩15分の規定＝実際には休憩を取らず、15分相当の時間外割増賃金を加算）以外で、別会社に反対している組合員が早島工場に出向した場合に、どういう不都合があるのか？」とただすと、片山常務は「ちよっと今、思いつかない」と正直に答えました。

さらに、県労委の公益委員が「労協43条による労務上の支障は？」と重ねて問いただすと、片山常務はやはり「それ以上の支障はない」と明言。組合側補佐人の伊藤明弘・新聞労連書記次長が「本社の印刷工場では、田淵さんや加賀さんと、山陽第一労組（新聞労連非加盟）の組合員や、印刷センター社から本社に逆出向した人たちも一緒に働いていたが、労務上の不都合な問題は何かあったか？」と尋問した際も、片山常務は「記憶に残るような問題はなかった」と明言しました。

日下取締役（前労担）が「田淵さんと加賀さんが早島工場に行ったら、センター社の従業員らの士気が落ちたり、職場が混乱したりする」かのように主張していることを、片山常務が事実上、否定した格好です。

日下取締役の主張はハシゴを外され、宙に浮いたといえます。片山常務の証言が物語っている事実をどのように評価するか。県労委の判断が注目されます。



岡山県労委の審問会場

## 「早く早島に」同僚の言葉に涙、組合差別に怒り

10日に証言した田淵さんは「いまでも当然、早島へ行って読者のために頑張りたいと思ってます」と、早島工場で働きたいとの強い思いを打ち明け、「昨年5月に印刷職場の同僚約20人が（自分と加賀さんの）送別会を開いてくれた。『早く帰って来てください』と言われ、涙が出ました…」と証言しました。

加賀さんは「同一労働、同一賃金。同じ仕事をして賃金が違うのはおかしい」「印刷はチームワーク。和をもってやりたい」と、別会社に組合が反対してきた理由を説明。会社が組合員を早島工場に行かせないことを「組合差別だと思ってます」と訴えました。

審問はこの2日間で終わり、今後は労使双方が「最終陳述書」を7月29日までに提出して、8月7日に結審。11月にも救済命令が出る見通しとなりました。